

個人情報の開示等に関する達

平成 17 年 4 月 1 日

達 第 2 号

(目的)

第 1 条 この達は、個人情報管理規程第 13 条に定める個人情報の開示等について必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報の開示)

第 2 条 当協会が保有する個人情報について、本人から、書面（様式 1）により、その開示の申出があったときは、本人であることを確認の上、開示するものとする。ただし、申出に係る個人情報を開示することにより、次の各号のいずれかに該当することとなると認める場合には、その全部又は一部について開示をしないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当協会の業務の適正な実施に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示の決定をしたときは、遅滞なく書面（様式 2）を交付するものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 第 1 項ただし書の規定に基づき、個人情報の全部又は一部について開示しないこととするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申出者に交付するものとする。

4 個人情報の開示にあたっては、開示の申出をする者から、手数料 1 件につき 300 円を徴収することができるものとする。

5 個人情報の開示又は不開示の決定及び第 3 項の書面の交付は、申出のあった日から起算し、原則として 30 日以内に行うものとする。

6 事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示等を行うことができないときは、開示等を行うことができるに至った後遅滞なくこれを行うものとする。この場合において、同項に規定する期間内に、開示を申し出た者に対し、同項の期間内に開示等を行うことができない理由及び開示等の時期を書面により通知するものとする。

(個人情報の訂正等)

第 3 条 個人情報の開示を受けた者から、書面（様式 3）により、開示に係る個人情報の訂正等の申出があったときは、個人情報の使用目的に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出者に対し、書面で回答するものとする。

2 前条第 1 項、第 2 項ただし書、第 5 項及び第 6 項の規定は、個人情報の訂正等について準用する。

附 則

この達は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 個人情報開示請求書

令和 年 月 日

一般財団法人女性労働協会  
専務理事様

請求者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_

貴協会が保有している個人情報について、下記のとおり開示を請求します。

1. 開示請求する個人情報 (具体的に特定してください)		
2. 開示の実施方法等 (希望するものにチェックしてください)		<input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施を希望する <実施方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する
3. 代理人による申出の場合	本人の氏名	
	本人の住所・電話	
	本人との関係	
※本人又は代理人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ( )	
※備考		

(注) 1. 請求の際には、次の書類を提出し、又は提示してください。

- ①本人申出の場合：本人であることを証明する運転免許証、健康保険被保険者証、パスポート等  
 ②代理人申出の場合：代理人であることを証明する委任状、代理人の運転免許証、健康保険被保険者証、パスポート等

2. ※印の欄は、記入しないでください。

(様式2)

## 個人情報開示決定通知書

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_  
様

一般財団法人女性労働協会  
専務理事

令和 年 月 日に開示請求のありました個人情報につきまして、以下のとおり開示することと決定いたしましたので通知します。

1. 開示する個人情報	
2. 開示の実施方法	
3. 開示の日時及び場所	
4. その他特記事項	
5. 担当部署・問い合わせ先	
備 考	

